

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年香川県広域水道企業団条例第3号）

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、及び国家公務員の非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されること等との均衡を考慮して、企業団の非常勤職員の育児休業の取得要件について、子が1歳以降の育児休業を夫婦交替で取得できることとする等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和4年10月1日から施行することとした。